（別記様式第１号）

計画作成年度	平成２８年度
計画主体	南会津町

南会津町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担当部署名　南会津町役場　農林課
所　　在　　地　福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1
電　話　番　号　0241-62-6220
ＦＡＸ番号　0241-62-6102
メールアドレス　h_nourin@ minamiaizu.org

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ
計画期間	平成２９年度～平成３１年度
対象地域	南会津町 全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（平成２７年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
ニホンザル	バレイショ	6ａ	81千円
	大豆	6ａ	9千円
	トウモロコシ	19ａ	142千円
	計	31ａ	232千円
ニホンジカ	水稲	68ａ	717千円
	野薔薇	200ａ	200千円
	人工林	1,200ａ	840千円
	計	1,468ａ	1,757千円
イノシシ	そば	30ａ	40千円
	計	30ａ	40千円
農作物被害　計		129ａ	989千円
林産物被害　計		1,400ａ	1,040千円
合　　計		1,529ａ	2,029千円

（２）被害の傾向

◇ニホンザル

田島地域内の桧沢地区を除く地域で生息が確認されており、被害は５月から１１月にかけて発生。トウモロコシを中心にバレイショなどの野菜、豆類等多くの品目が加害されています。

被害軽減のため南会津町ニホンザル管理事業実施計画を策定し、個体数調整を進め年間１００頭前後捕獲していますが、被害は継続しております。

◇ニホンジカ

町内全域に生息が確認されており、田植え時期から水稲被害が発生しているほか、園芸用の野薔薇など植物の葉や茎の食害が発生しています。また、ニホンジカによると思われる人工林（スギ）の皮はぎも確認されています。

◇イノシシ

町内全域で６月から１０月にかけて、耕作地の掘り起しやそばの踏み倒しなどの被害が発生しています。

（３）被害の軽減目標

指　　標		現状値 （平成２７年度）	目標値 （平成３１年度）
ニホンザル	農作物被害金額（千円）	232	185
	農作物被害面積（a）	31	24
ニホンジカ	農作物被害金額（千円）	717	573
	農作物被害面積（a）	68	54
	林業被害金額（千円）	1,040	832
	林業被害面積（a）	1,400	1,120
イノシシ	農作物被害金額（千円）	40	32
	農作物被害面積（a）	30	24
合　　計	農作物被害金額（千円）	989	790
	農作物被害面積（a）	129	102
	林業被害金額（千円）	1,040	832
	林業被害面積（a）	1,400	1,120

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課　　題
捕獲等に関する取組	・福島県猟友会南会津支部の協力のもと、南会津町有害鳥獣捕獲隊及び南会津町鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器・わなによる有害捕獲を実施。 ・南会津町ニホンザル管理事業実施計画を策定し個体数調整を実施。 ・対象獣の捕獲報償金制度の創設 ・鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の活用 ・捕獲用わなを鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し導入。 ・捕獲鳥獣については原則焼却処分。	・捕獲従事者の高齢化及び減少が顕著であり、担い手の育成が課題。
防護柵の設置等に関する取組	・侵入防止柵等の設置に対する費用への補助を実施。 ・農家の自主的な防除・追払いを促すため獣害対策に関するチラシの配布及び広報誌を利用した被害防止方法の周知・啓発を実施。 ・集落での追払い実施のため、花火購入費用での補助を実施	・地域ぐるみによる自主的な追払いや放任果樹等の除去など共通意識の形成が必要。 ・爆音機による追払いへの周辺住民からの苦情

（５）今後の取組方針

- ニホンザルについては引き続き「南会津町ニホンザル管理事業実施計画」を策定し、個体数調整を実施します。
- ニホンジカ及びイノシシについては、狩猟鳥獣であるため有害許可捕獲及び狩猟捕獲により個体数調整を実施します。
- ニホンジカ及びイノシシについては、生息域の把握と併せ、効果的な捕獲方法及び技術の習得を目指します。
- 捕獲体制は南会津町有害鳥獣捕獲隊への業務委託と並行し、被害が多く発生する期間の南会津町鳥獣被害対策実施隊による巡回及び銃器、わな設置による効果的な捕獲を進めます。
- 耕作地の被害防止対策については、地域ぐるみの追払い体制を整備するため、被害住民や耕作者を対象とした説明会を行い、被害防止対策の意識を醸成します。
- 実績のある防護柵の設置や緩衝帯の整備エリアを拡大するため、耕作者への補助を継続し、ICT技術など新たに開発された有効な対策、方法を検討しながら、集落ごとに被害防止意識を高めます。
- 狩猟者が高齢化などの理由により減少しているため、担い手発掘に向けた啓発・周知活動を行います。併せて狩猟資格取得費用への補助制度を継続します。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

南会津町鳥獣被害対策実施隊を任命し、被害が多発する時期には巡回体制を布き、捕獲を中心とした業務を担います。

併せて南会津町有害鳥獣捕獲隊を編成し、年間を通じた捕獲業務を委託します。

捕獲方法については、南会津町及び南会津町鳥獣被害対策実施隊並びに南会津町有害鳥獣捕獲隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施します。

大型獣の効果的な捕獲にはライフル銃は有効であり、ライフル銃所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員及び有害鳥獣捕獲隊員について使用を推奨します。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
２９	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・捕獲機材（わな）の導入 ・狩猟免許の取得に関する広報誌を用いた周知 ・狩猟免許等資格取得への補助 ・鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊の編成並びに捕獲技術向上への取組 ・ニホンザル管理事業実施計画の策定 ・専門機関との連携 ・生息数及び生息数調査への協力及び実施 ・捕獲報償金制度の実施
３０	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・捕獲機材（わな）の導入 ・狩猟免許の取得に関する広報誌を用いた周知 ・狩猟免許等資格取得への補助 ・鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊の編成並びに捕獲技術向上への取組 ・ニホンザル管理事業実施計画の策定 ・専門機関との連携 ・生息数及び生息数調査への協力及び実施 ・捕獲報償金制度の実施 ・被害状況を鑑み特定鳥獣保護管理事業実施計画の検討
３１	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・捕獲機材（わな）の導入 ・狩猟免許の取得に関する広報誌を用いた周知 ・狩猟免許等資格取得への補助 ・鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊の編成並びに捕獲技術向上への取組 ・ニホンザル管理事業実施計画の策定 ・専門機関との連携 ・生息数及び生息数調査への協力及び実施 ・捕獲報償金制度の実施 ・被害状況を鑑み特定鳥獣保護管理事業実施計画の策定

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行います。 ◇ニホンザル 南会津町ニホンザル管理事業実施計画を策定し、捕獲数を定め年間を通じて個体数調整を実施します。捕獲については、群ごとの頭数・加害レベルの高い個体などを確認した上で、状況に応じて捕獲するよう努めます。 ◇ニホンジカ・イノシシ 断続的に発生する農作物被害については、迅速に被害状況を確認し、有害鳥獣捕獲許可頭数及び許可期間内で捕獲を実施します。 狩猟期間中の捕獲も被害軽減に有効であることから、捕獲報償金を設け積極的な狩猟活動を支援します。有害捕獲計画数については福島県イノシシ管理計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行います。 被害状況を把握し、個体数調整に向けた新たな管理事業実施計画の策定を検討します。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	２９年度	３０年度	３１年度
ニホンザル	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により作成する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：２４８頭 （H28実施計画数を計上）	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により作成する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：２４８頭 （H28実施計画数を計上）	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により作成する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：２４８頭 （H28実施計画数を計上）
ニホンジカ	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲計画数：１１０頭 直近３ヵ年で最多捕獲数「H26：104頭」を鑑みた目標数 （上記捕獲計画数に有害捕獲による計画頭数。）	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲計画数：１１０頭 直近３ヵ年で最多捕獲数「H26：104頭」を鑑みた目標数 （上記捕獲計画数に有害捕獲による計画頭数。）	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲計画数：１１０頭 直近３ヵ年で最多捕獲数「H26：104頭」を鑑みた目標数 （上記捕獲計画数に有害捕獲による計画頭数。）
イノシシ	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲計画数：６０頭 直近３ヵ年でのイノシシ捕獲管理事業での最多捕獲数「H26：55頭」を鑑みた目標数 （上記捕獲計画数に有害捕獲による計画頭数。）	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲計画数：６０頭 直近３ヵ年でのイノシシ捕獲管理事業での最多捕獲数「H26：55頭」を鑑みた目標数 （上記捕獲計画数に有害捕獲による計画頭数。）	第１１次福島県鳥獣保護管理事業計画（第１２次福島県鳥獣保護管理事業計画策定後は当該計画）、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲計画数：６０頭 直近３ヵ年でのイノシシ捕獲管理事業での最多捕獲数「H26：55頭」を鑑みた目標数 （上記捕獲計画数に有害捕獲による計画頭数。）

捕獲等の取組内容
◇ニホンザル 　年間を通じて町内全域で鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊による個体数調整を進めます。 　冬期間の見通しが良好な期間に重点的に銃器による捕獲を行うほか、農繁期においては、箱わなによる捕獲を中心に行います。 ◇ニホンジカ・イノシシ 　被害発生毎に有害捕獲の手続きを進め捕獲を行います。特有の習性を学習し、箱わな・くくり罠を中心とした捕獲を行います。狩猟鳥獣であることから狩猟期間内での捕獲も推奨し、支援します。 ◇有害鳥獣共通 　捕獲活動は、人的被害の恐れのある個体及び農作物被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため地域住民の理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行います。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
大型獣の効果的な捕獲にはライフル銃は有効であり、ライフル銃所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員及び有害鳥獣捕獲隊員について使用を推奨します。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	２９年度	３０年度	３１年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	電気柵　1,000m （受益面積　10a）	電気柵　1,000m （受益面積　10a）	電気柵　1,000m （受益面積　10a）

（2）その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
２９	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・集落単位で行う追払い用花火費用への補助 ・耕作者が行う電気柵など侵入防止対策費用への補助 ・耕作者への放任果樹の伐採、整理の指導 ・緩衝帯の設置・里山の整備 ・被害が多発する農家や集落を対象とした説明会の実施
３０	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・集落単位で行う追払い用花火費用への補助 ・耕作者が行う電気柵など侵入防止対策費用への補助 ・耕作者への放任果樹の伐採、整理の指導 ・緩衝帯の設置・里山の整備 ・被害が多発する農家や集落を対象とした説明会の実施
３１	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・集落単位で行う追払い用花火費用への補助 ・耕作者が行う電気柵など侵入防止対策費用への補助 ・耕作者への放任果樹の伐採、整理の指導 ・緩衝帯の設置・里山の整備 ・被害が多発する農家や集落を対象とした説明会の実施

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南会津町役場 農林課	平常時：有害鳥獣関連の情報収集・提供、被害予防への助言及び指導 緊急時：捕獲許可交付、町民への注意喚起、対策行動の統括
南会津警察署	平常時：有害鳥獣関連の情報提供 緊急時：町民の安全確保及び注意喚起、パトロールの強化
南会津町有害鳥獣捕獲隊	平常時：有害鳥獣の捕獲、有害鳥獣パトロール 緊急時：有害鳥獣捕獲活動
南会津町鳥獣被害対策実施隊	平常時：常勤での有害鳥獣捕獲、有害鳥獣パトロール 緊急時：有害鳥獣捕獲活動
福島県南会津地方振興局 県民環境部	平常時：有害鳥獣の捕獲や被害防止に関する助言及び指導 緊急時：捕獲許可申請・許可
福島県南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	平常時：有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導 緊急時：農業者、林業者及び関係機関への注意喚起
会津よつば農業協同組合	平常時：有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導 緊急時：農業者及び関係機関への注意喚起

（２）緊急時の連絡体制

別紙２による

６．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	南会津町サル被害対策会議
構成機関の名称	役割
南会津町役場　農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡および調整を行います。
南会津町有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣パトロール、有害鳥獣捕獲を実施します。
関係自治会（行政区）	被害地域の情報提供を行います。 地域ぐるみの追払いを実施します。 集落環境を整備します。
会津よつば農業協同組合	有害鳥獣被害防止対策の情報提供及び被害防止に関する指導を実施します。
農業委員会	農地の耕作状況・耕作放棄地に関する情報を提供します。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行います。
福島県南会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲や被害防止に関する助言及び指導を行います。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２６年４月１日より南会津町鳥獣被害対策実施隊を設置。 町内４地域毎に分隊を設置し、南会津町猟友会の協力のもと７０名前後の規模で任命します。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南会津町サル被害対策会議にて対策を検討し、集落を中心とする対策組織の整備を目指します。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲鳥獣については、ゴミ処理施設での焼却処分若しくは捕獲箇所での埋設により適切に処理します。 ・学術研究で提供を求められた場合は、可能な範囲で協力いたします。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣であるニホンザルは利用対象外の鳥獣です。イノシシについては、本町全域に国からの出荷制限指示が出されています。更にニホンジカについては、福島県が実施する野生鳥獣の放射性核種モニタリング検査の結果により、自家消費の自粛が呼び掛けられていることから、当面の間、捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難です。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし